

砂沼広域公園内砂沼サンビーチ跡地  
アウトドア複合拠点設置管理運営事業者  
募集要領

茨城県

令和3年8月

## — 目 次 —

1.	事業目的	1
2.	砂沼広域公園の概要	1
3.	事業範囲及び事業内容等	2
4.	事業の流れ	3
5.	公募施設の設置管理許可に関する事項	3
6.	公募施設の建設に関する事項	4
7.	公募施設の管理運営に関する事項	5
8.	使用料等に関する事項	5
9.	応募資格	6
10.	公募の日程	7
11.	募集要領の配布	7
12.	現地視察会	8
13.	質問の受付及び回答	8
14.	応募申請書の受付	8
15.	応募書類	8
16.	応募に関する注意事項	10
17.	審査方法等	11
18.	事業予定者等の決定	13
19.	協定の締結等	14
20.	その他	16
21.	公募に関する問い合わせ先	16

## 1 事業目的

砂沼サンビーチは、茨城県開発公社が1979年に整備・開業し、その後2009年に下妻市へ施設が譲渡されましたが、施設老朽化等を理由に、市において2019年に廃止されたレジャープール施設です。

その跡地は、早期の利活用が望まれています。そのため茨城県では、砂沼サンビーチ跡地について、県内外から人を呼び込み、楽しむことができる県西地域における拠点施設、民間事業者のアイデアや投資による持続可能な施設、家族とともに楽しい思い出を作れる場というレガシーを継承する施設として再生させることを目指し、「砂沼サンビーチ跡地の利活用方策調査」（以下、「跡地利活用調査」という。）を実施しました。

本公募は、その結果に基づき、砂沼サンビーチ跡地において、アウトドア複合拠点の整備、運営を行う事業者を選定するために行うものです。

## 2 砂沼広域公園の概要

項目	内容
名 称	砂沼広域公園
所在地	茨城県下妻市長塚乙4-1
公園面積	25.56ha
公園の種別	広域公園
主な公園施設	<ul style="list-style-type: none"><li>・砂沼サンビーチ跡地 面積：約5.25ha 施設：管理棟、プール10種 施設所有者：下妻市</li><li>・その他の主な施設 管理事務所、テニスコート、多目的広場、子供広場、管理事務所、駐車場、砂沼庵、芝生広場、菖蒲園、砂沼球場、観桜苑</li></ul>
土地所有者	茨城県

### 3 事業範囲及び事業内容等

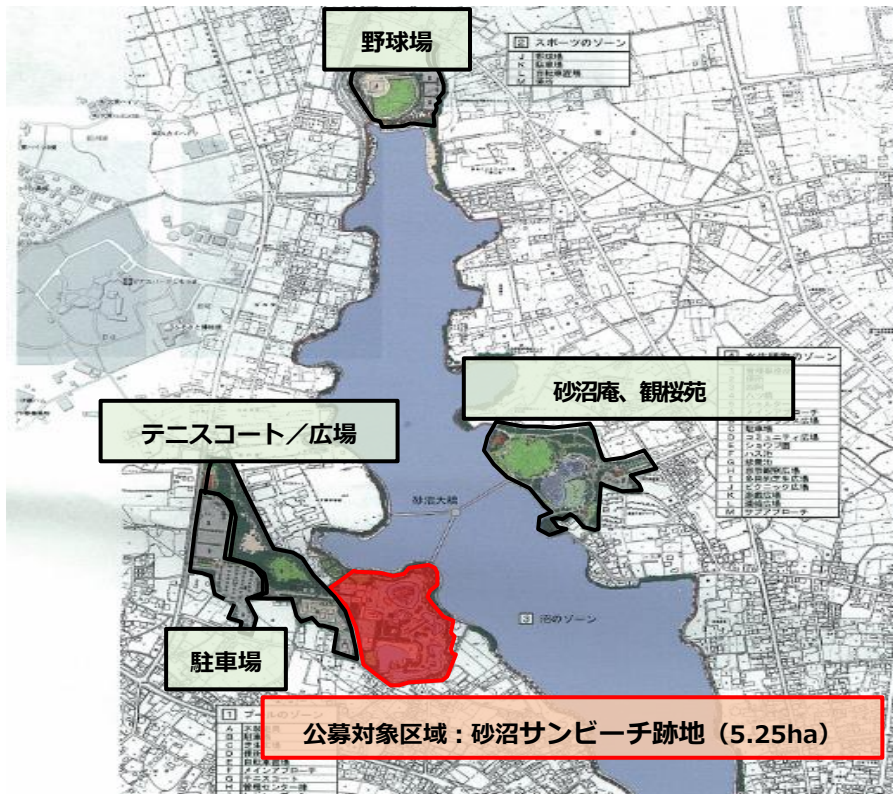
#### (1) 事業範囲

事業者には、砂沼広域公園内砂沼サンビーチ跡地において、公募施設の設置及び管理運営業務を行っていただきます。

#### (2) 公募対象区域

公募対象区域は、以下の砂沼サンビーチ跡地（約 5.25ha）です。（図 1）

位置図（図 1）



（公募対象区域詳細は参考資料をご確認ください）

#### (3) 事業の内容

##### ア 全般

以下の方向性を踏まえた事業をご提案ください。

- ・跡地利活用調査において示した「都心近傍の 湖畔における 広々として 高質な アウトドア拠点」というコンセプトに合致すること
- ・持続可能な事業スキームのもと、近隣施設と連携し、オールシーズンで賑わいを創出するとともに、地域経済への貢献や周辺環境への調和を図ること

##### イ 公募施設

以下の施設について整備・管理運営の提案を求めます。

なお、施設整備や管理運営に関して行政の費用負担などによる事業実施を提案する場合は、整備・運営のスキームや施設の種類、規模、配置、事業費、事業期間など提案の詳細を説明する資料を併せてご提出願います。

- ①キャンプ・アスレチック施設の整備・管理運営について（必須提案）
- ②水上アクティビティ用栈橋の整備・管理運営について（任意提案）
- ③その他関連施設（任意提案）

※各施設の想定イメージは、砂沼サンビーチ跡地利活用調査結果（P69～P75、概要版ではP.23～28）参照のこと。なお、調査結果内に記載のある交流拠点施設の提案は求めません。

#### 4 事業の流れ

- (1) 設置管理運営事業予定者（以下、「事業予定者」という。）の選定  
県は応募者が提出した事業計画提案書の審査を行い、事業予定者を選定します。
- (2) 基本協定の締結  
事業予定者と県は、運営事業の基本的要項及び整備範囲、事業スキーム等について協議の上、事業予定者と県との間で基本協定を締結します。基本協定の内容は、別紙「基本協定書（案）」を基本とします。
- (3) 既存施設の解体撤去  
茨城県開発公社において、事業予定者と協議の上、継続使用しない既存施設（上物）は解体撤去します。既存施設の継続使用を希望する場合は、所有者である下妻市との協議が必要となります。  
なお、解体撤去には1年から1年半程度の期間を要する見込みです。  
また、既存施設の地下に埋設されている基礎杭は、事業予定者と協議の上、施設新設に支障がある場合は、茨城県開発公社において撤去します。
- (4) 新設する施設の整備、管理  
事業予定者は、都市公園法第5条に基づく公園施設設置管理許可を受け、一部施設の整備、管理運営をするものとします。

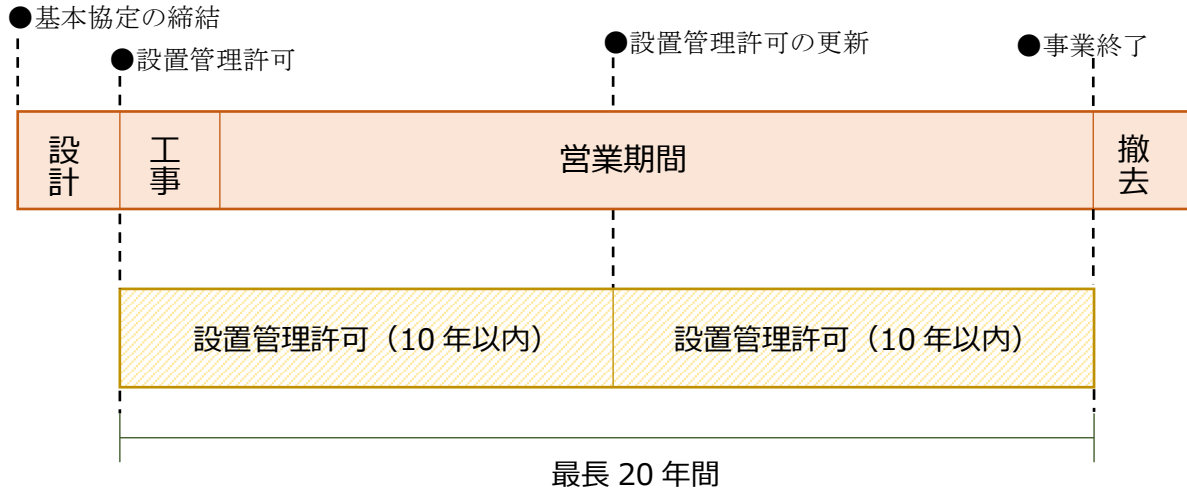
#### 5 公募施設の設置管理許可に関する事項

- (1) 提案により新たに設置する施設は、都市公園法第2条及び都市公園法施行令第5条に掲げる、都市公園の効用を全うするために設けられる施設とします。
- (2) 施設等の設置及び管理にあたっては、都市公園法第5条に基づき公園施設の設置管理許可が必要となります。ただし、次に示す用途を目的とした施設の設置は認められません。
  - ①政治的又は宗教的用途に使用する施設
  - ②青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供などの用途に使用する施設
  - ③騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される用途に使用する施設

④上記の他、本県が公園利用との関連性が低く、「公園施設」とみなすことができないと判断する施設

(3) 予定許可期間は原則着工から10年以内とし、1回を限度に更新することを予定しています。(最長20年間)(図2)

参考スケジュール(図2)



## 6 公募施設の建設に関する事項

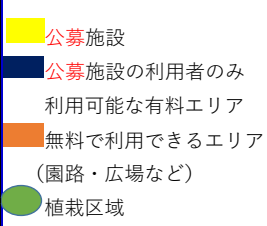

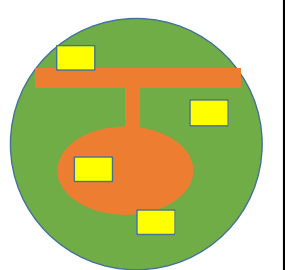
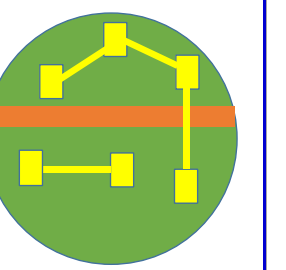
- (1) 設置する公園施設については景観や周辺環境と調和した計画やデザインとして下さい。
- (2) 整備に関して行政負担の提案がある場合には、行政と事業予定者による協議のうえ、整備主体や所有、費用負担等を決定し、建設を行うものとします。
- (3) 事業対象区域において、既存の樹木を伐採した空間計画を提案する際は景観や周辺環境に考慮して下さい。
- (4) 施設の整備にあたっては、都市公園法、建築基準法、消防法等、関係法令を遵守し、関係機関などへの届出や検査などの必要な手続きを遅滞無く行ってください。
- (5) 屋外に表示又は設置している既存の案内サイン(園内マップ)については、板面の内容を整備後のものに更新してください。
- (6) 事業予定者は整備施設の設計図書、工事工程表を本県に提出し、内容について承諾を得る必要があります。なお、設計の内容が提案内容を相違する場合、修正を求める場合があります。
- (7) やむを得ない理由により、提案内容を変更する必要がある場合は、本県と協議の上、提案趣旨を逸脱しない範囲で変更できるものとします。
- (8) 施設整備のための設計、各種調査及び工事に関しては、事業予定者の責任及び負担において行ってください。
- (9) 設置許可期間(更新後の許可期間を含む)が満了後速やかに、事業予定者の責任及び負担において設置した施設を撤去し、原状回復してください。

## 7 公募施設の管理運営に関する事項

- (1) 利用者が利用しやすく、安全安心に配慮した管理・運営としてください。
- (2) 運営に関して行政負担の提案がある場合には、行政と事業予定者による協議のうえ、運営の主体や費用負担等を決定し、維持管理及び運営を行うものとしします。
- (3) 年間を通じ、円滑な管理運営が可能な従業員の配置体制としてください。また、地震・火災等災害発生時に危機管理に対応した配置体制としてください。
- (4) 整備施設については消防法などにに基づき、防火管理者として関係法令等を遵守し、関係機関などへの届出や検査などの必要な手続きを遅滞無く行ってください。
- (5) 利用料の収入は事業予定者の収入となります。
- (6) 原則、営業時間の制限は行いませんが、営業時の音や振動等については周辺の環境に十分に配慮してください。
- (7) 設置管理許可を受けた施設の運営に必要なインフラ（電気、ガス、水道）の使用料は事業予定者の負担とします。
- (8) 茨城県の施策等により、施設の愛称が決定される可能性があります。施設の愛称が決定された場合、必要に応じて、施設の愛称の命名権をもつ事業者と事業予定者及び県の三者間で必要に応じて協議することとします。

## 8 使用料等に関する事項

- (1) 茨城県都市公園条例（昭和32年条例第26号）第11条に基づき、施設を設置する際の使用料は1平方メートルにつき1月27円です。
- (2) **公募施設設置管理許可に係る面積のうち使用料の発生する面積**については公募施設の利用者のみが使用することができる面積とします。公募施設が上空を占有する場合は施設の垂直投影面積とします。（図3）

 <p> <span style="color: yellow;">■</span> 公募施設  <span style="color: blue;">■</span> 公募施設の利用者のみ                      利用可能な有料エリア  <span style="color: orange;">■</span> 無料で利用できるエリア                      （園路・広場など）  <span style="color: green;">●</span> 植栽区域                 </p>			
有料施設の形態	施設利用者のみが利用できる有料エリアを設定	無料で利用できるエリアに有料施設を設置	有料アスレチックなどで上空を通過する施設を設置
使用料の発生する面積	<span style="color: blue;">■</span> <span style="color: yellow;">■</span> （有料エリアの面積）	<span style="color: yellow;">■</span> （有料施設の面積）	<span style="color: yellow;">■</span> （遊具と遊具をつなぐロープ等の垂直投影面積）

- (3) 事業開始までの準備期間のうち、協議により県が必要と認めた期間や県の責に帰すべき理由により使用できない期間は使用料を徴収しないものとしします。

## 9 応募資格

応募申請を行える者は、法人その他の団体（以下「応募団体」という。）

または複数の団体で構成される共同企業体（以下「共同企業体」という。）とします。

応募団体、共同企業体を構成するすべての団体（以下「構成団体」という。）及び共同企業体（以下、これらを総称して「応募団体等」という。）と、応募団体等の代表者及び役員等は、申請時において次に掲げるすべての要件を満たしているものとします。

なお、次に掲げるすべての要件を満たさなくなった場合には、指定を取り消すことがあります。

- (1) 都市公園又は当公園に類似した施設の管理運営の実績があること。なお、共同企業体の場合は、上記の実績を有する団体が含まれていること。
- (2) 応募団体または構成団体が法人格を有しない場合は、団体の規約及び事業計画を有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により、本県の一般競争入札または指名競争入札への参加を制限されていないこと。
- (4) 納税義務がある場合は必要な申告などを行っていること、及びその場合において地方税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと（応募団体及び構成団体が法人格を有しない場合は、その代表者が地方税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと）。
- (5) 知事、副知事、教育委員会委員若しくは議員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準じる者、支配人または精算人となっている法人（県が資本金、基本金その他これらに準じるものの2分の1以上を出資している法人を除く。）ではないこと。
- (6) 県から入札等に係る指名停止または指名回避等の措置を受けていないこと。
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反するとして、公正取引委員会または関係機関に認定された場合、当該認定された日から2年を経過していること。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っていないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っていないこと。
- (10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれに準じる団体をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (11) 代表者、役員、若しくはその使用人が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員と、これに準じる者をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (12) 暴力団または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にないこと。



- (13) 応募団体等または応募団体等の代表者若しくは役員等が、暴力団若しくは暴力団員に協力していないこと、または暴力団若しくは暴力団員を利用していないこと。
- (14) 上述(10)から(13)に関する応募資格を確認するために行う警察への情報提供について同意していること。
- (15) 共同企業体として応募する場合は、代表団体、代表者並びに構成団体の名称とは別の共同企業体としての名称が定められていること。
- (16) 応募団体が共同企業体の構成団体ではないこと。また、構成団体が2以上の共同企業体の構成団体ではないこと。(県が認めた場合を除く)

## 10 公募の日程

※都合により変更となる場合がございます

内容	日程
募集要領の交付	令和3年 8月27日(金)～
現地視察会申込期限	令和3年 9月9日(木)
現地視察会	令和3年 9月16日(木)
質問の受付	令和3年 8月27日(金)～ 令和3年 9月22日(水)
質問の回答	令和3年 10月4日(月)予定
応募申請書の受付	令和3年 10月5日(火)～ 令和3年 10月29日(金)
1次審査：書類審査	令和3年 11月上旬
2次審査：プレゼンテーション	令和3年 11月下旬
選定結果の通知	令和3年 11月下旬
基本協定締結	令和3年 12月頃

## 11 募集要領の交付

- (1) 交付期間：令和3年8月27日(金)から令和3年10月29日(金)まで  
(土曜日、日曜日を除く)
- (2) 交付時間：午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)
- (3) 交付場所：地域振興課及び本県のホームページ

URL:

<https://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/chiiki/kennan/documents/20210331.html>

## 12 現地視察会

現地視察会を以下のとおり開催します。視察会に参加される場合は、事前に申し込みが必要ですので、以下のとおり申し込みをしてください。

詳細については、申込書受領後に各希望者に電子メールにより通知します。

### 【視察会申込】

使用様式：「様式2」を用いてください。

申込期限：「10 公募の日程」に示すとおり

申込方法：電子メール

E-mail : chikei6@pref.ibaraki.lg.jp

担当窓口：茨城県政策企画部地域振興課 県南・県西G

※件名は、「砂沼サンビーチ跡地現地視察会 参加申込書」と記載してください。送信後、電話により着信を確認してください。

### 【視察会開催】

開催日時：「10 公募の日程」に示すとおり

集合場所：砂沼サンビーチ跡地 正面入口

参加人数：応募者1者（1グループ）あたり3名まで

## 13 質問の受付及び回答

(1) 提出方法：質問書（様式1）に記載し、電子メールにより提出してください。

(2) 提出期間：令和3年9月22日(水)午後5時必着

(3) 回答方法：質問者に対し電子メールで個別に回答します。また、全ての質問事項及び回答をまとめ、令和3年10月4日(月)までに県のホームページに掲載する予定です。

## 14 応募申請書の受付

(1) 募集期間：令和3年10月5日(火)～令和3年10月29日(金)  
(土曜日、日曜日を除く)

(2) 提出時間：午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

(3) 提出書類：「14 応募書類」に記載されている書類

(4) 提出方法：原則、簡易書留による郵送

(5) 提出場所：茨城県庁10階北側地域振興課県南・県西地域G

## 15 応募書類

提出書類等	様式	提出部数	
		正	副(写)
1. 公募参加登録申込書	様式3	1	1

2. 誓約書	様式 4	1	1
3. 応募制限関連書類（共同企業体にあつては、代表法人及び構成法人のすべてについて提出）			
(1) 定款の写し又は寄付行為の写し		1	1
(2) 法人登記簿謄本		1	1
(3) 役員名簿		1	1
(4) 納税証明書等 本店または支店等の所在地及び市において、地方税、法人税、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する書類（法人以外の団体は、その代表者が地方税、所得税、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する書類）		1	1
(5) 財務諸表「貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書（純資産変動計算書）、キャッシュ・フロー計算書（作成している法人のみ）、注記等」（直近3年間）の写し ※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい。 ※連結財務諸表作成会社については、連結財務諸表、単体財務諸表		1	1
(6) 事業報告書・事業計画書等 ※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい。		1	1
(7) 財務状況表 ※連結財務諸表作成会社については、連結財務状況表、単体財務状況表	様式 5	1	1
4. 事業計画提案書	様式 6	1	15
(1) 提案書サマリー	様式 6-1		
(2) 全体計画 ①事業の実施方針 ②事業実施体制 ③事業スケジュール ④資金計画、収支計画 ⑤リスクへの対応 ⑥全体基本構想（全体平面図）	様式 6-2		

(3) 公募施設の整備 ①公募施設の設置及び管理の目的 ②公募施設の概要 ③公募施設の工事の時期、実施方法、設置・管理の期間 ④関連図面	様式6-3		
(4) 施設の管理運営計画 ①利用者の利便性と公園の魅力向上、年間を通じた賑いの創出 ②安全・安心に配慮した施設の管理計画	様式6-4		
(5) 収益の分配・行政の負担額 行政への収益の分配の提案 行政の負担額（イニシャルとランニングの総額）の提案	様式6-5		
(6) 資金計画及び収支計画 ①資金計画表 ②収支計画表	様式6-6		
上記すべてのデータが入った電子データ（CD-R）			1

※知事等が必要と認めた場合は、適宜書類の提出を求めることがあります。

## 16 応募に関する注意事項

- (1) 団体が作成した書類等の著作権は団体に帰属しますが、管理運営事業の選定や県議会への提供等、知事等が必要と認める場合は、それらの内容を無償で利用し、または茨城県情報公開条例に基づき、公開することがあります。
- (2) 指定申請書等の必要書類は、選定委員会における検討資料などとして、必要に応じ複写する場合がありますのでご了承ください。
- (3) 提出期限後の提出書類の再提出、差し替え及び追加提出は原則として認めません。ただし、知事等が必要と判断した場合はこの限りではありません。
- (4) 提出された書類は、理由の如何に関わらず返却しません。
- (5) 申請に当たり用いる言語、通貨及び単位等は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とします。
- (6) 日本工業規格A列4判の大きさの用紙に横書きするものとします。（様式6-1、6-6のみA列3判）ただし、証明書など、知事等が認めた場合はこの限りではありません。また、様式6については25ページ以内とします。
- (7) 提出書類は、ファイルに綴り提出するものとします。  
なお、当該ファイルの編綴に当たっては、公募参加登録申込書を筆頭に「15 応募書類」の項目順に編纂した上で、項目ごとにインデックスを添付し、見やすいようにしてください。
- (8) 知事等が必要と認める場合は、経営状況に関する追加資料の提供若しくは質問への回答を求めることがあります。  
また、2次審査に際して、経理担当者の出席を求めることがあります。

- (9) 申請に際し生じる一切の経費は、すべて応募団体等の負担とします。  
候補者が指定期間以前に準備等で要した費用がある場合も、その費用はすべて候補者の負担とします。
- (10) この募集に当たって県が応募団体等に提供する資料は、指定申請に係る検討以外の目的で利用することを禁じます。  
また、目的が申請に係る検討の範囲内であっても、県の下承を得ることなく第三者に利用させたり、内容を提示したりすることを禁じます。
- (11) 応募申請の受付後に指定申請を辞退する場合には、書面（辞退届、様式7）により速やかに届け出るものとします。
- (12) その他知事等が必要と認める場合は、追加資料の提出や聞き取り調査への協力を求める場合があります。

## 17 審査方法等

### (1) 審査の流れ

#### ① 1次審査：書類審査

提出されたすべての事業計画提案書等について、以下の点について審査します。

##### ア 参加資格の審査

応募者が資格等を満たしているか審査します。

参加資格確認の基準日は、事業計画提案書等の受付期間最終日とします。

##### イ 法令順守に関する審査

事業計画提案書の内容が法律、条例等に違反していないことを審査します。

##### ウ 事業計画提案書の審査及び評価

(ア) 事業計画提案書が本要領に照らし、適切なものであることを審査します。審査の内容は以下のとおりです。

- ・事業計画提案書が本要領で示した目的や場所等と適合していること
- ・記載すべき事項が示されていること
- ・認定期間中の建設・運営の確実性が提出された客観的な資料により見込めること

(イ) 審査の結果、誤字や脱字、記載誤り、計算誤り等の内容の変更を伴わず、提案内容への影響が軽微なもので、事務局の修正・補正要求に応じられるものは、事業計画提案書の一部差し替え等の修正を認めます。

#### ② 2次審査：プレゼンテーション

1次審査により適切であることを認められた事業計画提案書について、選定委員会において、以下の(2)で示す評価の基準に沿って評価し、最優秀提案及び次点提案を選定します。なお、審査基準の項目のうち、合計点が満点に対して6割未満の場合は、最優秀提案及び次点提案として選定しません。応募者には選定委員会において、提案内容に関するプレゼンテーションを実施していただきます。ただし、プレゼンテーションは、事業計画提案書

の具体性や実現性などについて補足の説明や質疑を行うために実施するものであり、プレゼンテーションで事業計画提案書に記載のない新たな提案を行っても、その内容は評価対象としないものとします。プレゼンテーションの日時、場所等は、事務局から連絡します。なお、応募者が多数の場合は、プレゼンテーション対象者を数社程度に絞ることがあります。

## (2) 委員会の設置

茨城県は事業計画等の審査にあたり、公園マネジメント、財務、行政の有識者等で構成される選定委員会を設置します。

選定委員会では、応募者から提出された事業計画等について、下記(3)評価の基準、内容に基づき審査を行い、最優秀提案及び次点提案を選定します。

## (3) 評価の基準

大項目	小項目	評価の視点	配点
事業の実施方針	①砂沼サンビーチ跡地の特性等を踏まえた事業運営の基本的考え方	・2021年3月に公表した跡地利活用調査結果を踏まえた、本公園の魅力向上が期待できる事業となっているか。	20
	②周辺地域の活性化	・周辺地域と連携して、本公園及び地域の活性化に資する事業となっているか。	
事業実施体制	③業務の実施体制、緊急時の連絡体制、人員の配置	・事業を実施するために十分に実行力のある業務実施体制となっているか。	20
	④応募法人等の実績	・応募法人等の類似事業における実績は十分か。	
	⑤財務健全性	・財務体質は健全か。	
施設の整備計画	⑥利用者の利便性と公園の魅力向上、自然環境や周囲の景観との調和	・高質なアウトドア複合拠点として利用者の利便性や本公園の魅力向上につながる施設整備計画となっているか。 ・本公園の自然環境や周囲の景観等と調和した施設整備計画となっているか。	20
施設の管理運営計画	⑦利用者の利便性と公園の魅力向上、年間を通じた賑いの創出	・高質なアウトドア複合拠点として利用者の利便性や本公園の魅力向上につながる管理運営計画となっているか。	20
	⑧安全・安心への配慮	・利用者の安全・安心に配慮した管理運営計画となっているか。 ・具体的な緊急事態等を想定し、現実的かつ効果的な対策が提案されているか。	

事業計画	⑨持続的な資金計画、 収支計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期投資等にかかる資金調達 の計画及び持続的な事業運 営のための収支計画が適切と なっているか。</li> <li>・持続的で適切な事業スケジ ュールとなっているか。</li> </ul>	20
	⑩事業撤退等に至ると 想定されるリスクと対 応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業撤退等に至るリスクの 想定と対応方針は適切か。</li> </ul>	
価額提案	⑪収益の分配	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政への収益分配の提案を 評価する。</li> </ul>	20
	⑫行政の負担額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政の負担額（イニシャル とランニングの総額）を評価 する。</li> </ul>	
合計			120

#### (4) 結果通知

選定結果は、速やかに応募法人及び応募グループの代表法人に文書にて通知することとし、電話等による問い合わせには応じません。また、選定結果は茨城県のウェブサイトで公表します。

#### (5) 選定委員会の委員等への接触の禁止等

応募法人等が最優秀提案及び次点提案選定前までに、選定委員会の委員及び行政職員に対して、本事業提案について接触を行った場合は、失格となる可能性があります。

また、本要領配布日から事業予定者決定通知日までは、応募法人等に限らずいかなる者からの提案内容、審査内容等に関するお問い合わせには、お答えできません。

### 18 事業予定者等の決定

県は、選出された最優秀提案を提出した応募法人等を事業予定者として、また、次点提案を提出した応募法人等を次点者として決定します。県が事業予定者と基本協定を締結するに至らなかった場合は、次点者が事業予定者としての地位を取得します。

なお、審査の結果によっては、事業予定者、次点者の一方又は両方について、該当者なしとする場合があります。

## 19 協定の締結等

### (1) 基本協定

県は、事業予定者（応募グループの場合は、代表法人及び構成法人全員の連名を予定）と、本事業の実施に関する基本的事項を定めた基本協定を締結します。基本協定の案は「別紙」のとおりです。

なお、締結にあたっては、評価・選定のための選定委員会での意見等を踏まえ、必要に応じ、県と事業予定者との調整により、事業予定者が提出した事業計画提案書を一部変更した上で、当該変更後の提案書により締結する場合があります。

また、基本協定が締結された場合でも、提出された計画の内容すべてが必ず実施できることを担保するものではありません。締結後、設計協議を進める中で、関係者等との協議が整わなかった場合などは、計画内容を変更していただく場合があります。

### (2) 設置管理許可

事業予定者（応募グループの場合は、代表法人を予定）は、施設の工事着手前に、公募施設の設置管理許可を受け、事業予定者の負担において、建設、維持管理及び運営を行っていただきます。

事業予定者は、事業期間終了後（設置許可等を取り消し又は更新しない場合、事業予定者が事業を途中で中止する場合も含む。）速やかに公募施設を撤去し、原状回復して県に返還していただきます。

ただし、県が次期事業者を選定し、事業予定者と次期事業者との間で、事業予定者が有する権利の譲渡が確実に行われることが見込まれ、かつ、これらの譲渡について県が事前に同意した場合は、この限りではありません。

なお、事業予定者が公募施設の撤去・更地返還を行わない場合、県は、事業予定者に代わり施設の撤去等を行い、その費用を事業予定者へ請求します。

### (3) リスク分担等

#### ア リスク分担

本事業の実施における主なリスクについては、以下の負担区分とします。

なお、リスク分担に疑義がある場合、又はリスク分担に定めのない内容が生じた場合は、行政と事業予定者が協議の上、負担者を決定するものとします。

種類	内容	負担者	
		行政	事業 予定者
法令等の変更	事業予定者が行う施設の整備・管理運営業務に影響がある法令等の変更による損害の負担		○
	事業予定者が行う施設の整備・管理運営業務に影響がある法令等の変更による協定解除	協議事項	



第三者賠償	事業予定者が工事・維持補修・運営において公園利用者及び施設利用者等の第三者に損害を与えた場合		○
物価	事業予定者決定後のインフレ・デフレ		○
金利	事業予定者決定後の金利変動		○
不可抗力	自然災害等による業務の変更、中止、延期、臨時休業		○
	自然災害等による協定解除	協議事項	
資金調達	必要な資金確保		○
事業の中止、延期	行政の責任による中止・延期	○	
	事業予定者の責任による中止・延期		○
	事業予定者の事業放棄、破綻		○
申請コスト	申請費用の負担		○
引継コスト	施設運営の引継ぎ費用の負担		○
施設の修繕等	公募施設（事業予定者が継続使用を希望する既存施設を含む）		○
債務不履行	行政による協定内容の不履行	○	
	事業予定者の事由による業務又は協定内容の不履行		○
苦情・要望対応	事業予定者が設置管理する施設利用者からの苦情、訴訟、要望への対応		○
	上記以外の場合	○	

#### イ 損害賠償責任

事業予定者は、本業務実施にあたり、事業予定者の故意又は過失により、行政、第三者に損害を与えたときは、事業予定者がその損害を行政、第三者に賠償するものとします。

また、行政は、事業予定者の故意又は過失により発生した損害について賠償を行った場合、事業予定者に対して、賠償した金額及びその賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとします。

## 20 その他

### (1) 工事中の条件

- ・施設の施工にあたり、県と円滑な協議ができる管理体制としてください。
- ・工事期間中の公園利用者の安全や周辺環境に配慮した提案としてください。
- ・工事中の騒音、振動等については、周辺に十分配慮してください。
- ・事業予定者が設置する施設の設置管理許可、確認申請中の手続き期間も考慮したスケジュール管理をしてください。

### (2) 事業中のセルフモニタリング

- ・公募施設の営業状況、実施状況について、毎年度報告してください。
- ・業務の質やサービスの向上を図ることを目的とした事業のセルフモニタリングの仕組みについても検討してください。
- ・県は公募施設の財務書類の提出及び説明等を求めることができるものとします。

## 21 公募に関する問い合わせ先

茨城県政策企画部地域振興課

住所：〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番地6

Tel：029-301-2678（直通）

Fax：029-301-2739

E-mail：chikei6@pref.ibaraki.lg.jp